3　特定原材料を原材料として含む旨又は特定原材料に由来する添加物を含む旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。	2　アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。
4　（略）	3　（略）
（特定事項の表示基準）	（特定事項の表示基準）
第４条　（略）	**第４条**　（略）
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
⑸　保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品）に係る表示に関する事項	⑸　保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品）に係る表示に関する事項
（不当表示の禁止）	（不当表示の禁止）
第６条　（略）	**第６条**　（略）
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
⑸　動物性の原材料及び添加物を使用している商品であるにもかかわらず、当該商品の原材料及び添加物として植物性のものだけを使用しているかのように誤認されるおそれのある表示	⑸　動物性の原材料を使用している商品であるにもかかわらず、当該商品の原材料として植物性のものだけを使用しているかのように誤認されるおそれのある表示
⑹・⑺　（略）	⑹・⑺　（略）
⑻　前各号に掲げるもののほか、原材料及び添加物、製法等について、事実と相違し、又は実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示	⑻　前各号に掲げるもののほか、原材料、製法等について、事実と相違し、又は実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示
⑼～⑭　（略）	⑼～⑭　（略）
（規則の制定）	（規則の制定）
第14条　（略）	**第14条**　（略）
2　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	2　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の変更の施行日（以下「施行日」という。）前に事業者がした表示については、なお従前の例による。

三　施行日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入されるドレッシング類に係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○消費者庁公正取引委員会告示第七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、果実飲料等の表示に関する公正競争規約（平成十三年公正取引委員会告示第五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　果実飲料公正取引協議会（会長理事　川上　博志）の申請に係る果実飲料等の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十八年十月二十八日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

果実飲料等の製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

果実飲料等の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、果実飲料等の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、果実飲料等の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（定義）	（定義）
第２条　（略）	**第２条**　（略）
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
⑷　紅茶飲料（商品名又は名称から紅茶飲料と判断されるもの）	⑷　紅茶飲料（商品名又は品名から紅茶飲料と判断されるもの）
⑸　（略）	⑸　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）